

2022年2月22日

各 位

東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社  
代表取締役・公認会計士 能勢 元

## 株式会社アクセスジャーナル等に対する訴訟の判決に関するお知らせ

2022年1月21日付の「株式会社アクセスジャーナル及び同社代表者に対する訴訟提起について」にてお知らせしましたとおり、株式会社アクセスジャーナル（以下、「アクセスジャーナル社」）が運営するウェブサイト「アクセスジャーナル」における2021年10月7日掲載の記事、および、2021年11月18日掲載の記事、並びに、2021年12月9日掲載の記事（以下、「本件記事」）につき、当社代表取締役社長である能勢元個人（以下、「当社代表者」）は、本件記事の内容が事実無根であることから、アクセスジャーナル社および同社代表取締役山岡俊介氏（以下「山岡氏」、アクセスジャーナル社と総称して「被告ら」）を被告として、名誉毀損に基づき損害賠償及び謝罪文の掲載を求める訴訟を東京地方裁判所に提起しておりましたが（以下、「本訴訟」）、昨日、同裁判所より判決（以下、「本判決」）が言い渡されましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 本判決の内容について

東京地方裁判所は、本件記事の内容が真実ではなく当社代表者の名誉を毀損する旨の**当方の主張を全面的に認め**、被告らに対し、連帯して、当社代表者に**損害賠償金の支払と謝罪文の掲載**、を命じる旨の判決と言い渡しました。

東京地方裁判所の判断理由の骨子は以下のとおりです。

- (1) 本件記事の内容は、当社代表者の社会的評価及び信用を低下させるものである。
- (2) 本件記事の内容は、**何ら裏付けなく推測を記載**しているものであり、真実性の立証が出来ておらず、また被告らがこれらの内容を真実と信じた相当の根拠もない。
- (3) 被告らは、本件記事の削除を命じる仮処分を受けた後にも、新たに記事を投稿しており、**行為態様は執拗かつ悪質**である。
- (4) 被告らは原告に、損害賠償金を支払うとともに、**謝罪文をアクセスジャーナルに掲載**せよ。

## 2. 今後の対応について

上記のとおり、本判決の内容は本件記事に関する当方の主張を全面的に認めたものであるとともに、損害賠償のみならず**謝罪文の掲載をも命じた画期的な判決**であります。

なお、本訴訟においては、被告らが自ら、取材源が被告らに記事をたきつけて、いろいろな金を勝手に取ってる、と供述しているところ、かかる供述に鑑みれば、**アクセスジャーナルは不当な動機に基づく記事も掲載されているメディア**と考えられます。なお、被告らは、本件記事以外にも当社代表者の名誉を毀損する記事を多数投稿しており、本判決後もその掲載を継続しているものですが、本判決における判断内容を踏まえ、今後これらの記事についても必要な法的措置を徹底して講じていく所存です。

当社は、今後も報道の自由を尊重しつつ、**報道の自由を悪用するメディアに対しては法的措置等を進める**とともに、報道被害の防止・救済のために、報道被害による被害者救済の活動も検討してまいります。

以上